

(寄稿)

NOMURA

「出資持分承継について」 ～新認定医療法人制度の移行期限迫る～

2007 年の第 5 次医療法改正により、出資持分あり(以下、持分あり)医療法人の新設は認められなくなり、既存の出資持分あり医療法人については出資持分なし医療法人移行への誘導策が講じられてきました。

医療法人の持分は、株式会社の株式に近い性質ですが、議決権の考え方など、その性格が異なります。また、株式会社と大きく異なる点として、持分を持つ社員が退社時に持分に相当する資産の払戻請求権を持っていることです。この払戻請求権が行使される(キャッシュアウト)ことにより、医療法人の安定的な運営が損なわれる可能性があります。その時、持分は一種の牽制機能として法人の意思決定に影響を与えうるものとなります。この点は賛否両論ありますが、この持分によるガバナンス力も医療法人の経営には重要な意味を持つと言ってもよいでしょう。

2020～2025 年、高齢者人口のピークアウトなど人口構造の転換期を迎え、医療法人にとっては、重大な意思決定を迅速に行わなければならない局面も多くなってきました。そもそも、医療法人のガバナンスが持分に頼らざるを得ないこと自体が、医療業界における近代的な経営や組織管理が遅れている証左と言えるかもしれません。

今回取り上げた「新認定医療法人制度」は、移行時の贈与税などの優遇措置により、移行を促進させることを狙いとする制度で、これまでの払戻請求権という牽制機能はなくなります。とはいえ、社会医療法人などと異なり同族支配が認められることから一定のガバナンスの保持という観点では、緩和された措置とも考えられます。新認定医療法人に移行後は、「持分なし」まで、3 年間の移行期間が与えられます。この間に経営組織の在り方を見直し、盤石な組織運営方法を確立させることが、今後の環境変化を乗り切るため必要ではないでしょうか。

本稿は、税理士法人山田 & パートナーズ 医療事業部 山本竜也先生に新認定医療法人制度について、寄稿いただきました。医療法人の出資持分の全体像から、出資持分がもたらす、メリットとデメリットの整理、適切な出資持分移行の進め方について、丁寧に解説したうえで、新認定医療法人制度の背景から具体的な認定要件、申請までのスケジュールなど、具体的な検討に必要な情報を分かりやすく整理いただきました。

新認定医療法人への移行期限は、2020 年 9 月 30 日となっており、その準備期間を含めると 2019 年中に準備を始める必要があります。長きにわたり健全に経営され出資持分評価額が高くなっている法人や、遠くない将来に親族間承継を検討しなければならない法人などは、早い段階で出資持分の評価を行い、新認定医療法人への移行や、場合によっては第三者承継(M&A)など、今後の方針を検討することをお勧めします。

(市川)

2019 年 4 月 15 日

Healthcare note

(No. 19-04)

寄稿者名：
税理士法人
山田 & パートナーズ
医療事業部
山本 竜也

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート & アドバイザリー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部